

総本部研修会のご案内

時下、ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

令和3年9月の総本部研修会を下記の通り ①会場参加又は ②リモート参加方式で開催のご案内を致します。

記

1. 日 時 令和3年9月12日(日) 13:00～16:30 予定
(東明祭並びに授章式終了次第開始します)
2. 場 所 大東市立市民会館(大東市)
3. 参加者 会長並びに会長推薦の先生
4. 会 費 ①会場参加者: 1,100円/1人
②リモート参加者: 1,100円/1アドレス
申込者一覧表と同封の郵便振込用紙をご使用ください。
5. 締切り日 8月21日(土)
6. 研修内容 和歌・新体詩の朗詠研修)・・・吟題は未定。
1) 新教本Dその一 に集録和歌の朗詠研修
2) 新教本Dその三 に集録新体詩の朗詠研修

以上

公益目的事業推進の活動資金ご寄付のお願い

平成30年5月1日付で内閣府より公益社団法人に対する個人からの寄付金について、「税額控除制度」の税制優遇措置を受けられる事業所としての認定を受けました。

ご寄附に対して税金確定申告時に「税額控除制度の適用を受けられる」領収書を発行いたします。

公益目的事業推進の活動原資として、是非とも多くの方々よりご寄付賜りますようご協力をお願いいたします。

【新租税特別措置法について(個人からの寄付)】

(新たな寄付金控除制度)

○税額控除制度

〔(所得金額) × 税率〕 - 控除額(※1) = 税額

寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除のため、小口の寄付に減税効果が大い。

(税額控除額の算出式)

〔対象寄付金 - 2,000円〕 × 40% = 税額控除対象額(※1) となります。

事例: 1万円寄附した時の税額控除対象額

〔10,000円 - 2,000円〕 × 40% = 税額控除対象額 3,200円

(※1) 税額控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

【お願い】

多くの方々より、ご寄付のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

振込用紙及び領収書発行の為「寄附申込書」にご記入の上、お申込みお願いいたします。

「寄附申込書」を受領後、振込用紙をお届け致します。尚、様式9「寄附申込書」は各会にお届け致しました様式集に入っています、又は総本部にお申し出下さい、お届けいたします。